

# レビー小体型認知症研究会会則

## 1. 総則

本会は「レビー小体型認知症研究会」と称する。

## 2. 目的

本会は認知症の中でもアルツハイマー型認知症に次いで患者数が多いとされるレビー小体型認知症 (DLB) および認知症を伴うパーキンソン病 (PDD) (以下、「レビー小体型認知症」と総称) についての臨床的・基礎的研究を進め、レビー小体型認知症に悩む多くの患者及びその家族に対し、一日も早くより優れた医療を提供するための礎を築くことを主たる目的とする。

※PDD の記載についてはたぐいま世話人会において再協議しています。

## 3. 活動

本会は次の活動を行う。

- 1) レビー小体型認知症に関する臨床・病理・基礎研究を支える学術活動
- 2) レビー小体型認知症に関する各種啓発活動
- 3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

## 4. 代表世話人・副代表世話人・世話人・監事

- 1) 本会には以下の代表世話人・副代表世話人・世話人・監事を置く。

代表世話人	1名
副代表世話人	1名以上3名以内
世話人	5名以上50名以内
監事	2名
- 2) 代表世話人は、本会を代表し、その活動を総括する。副代表世話人は、代表世話人を補佐し、一時的に代表世話人に事故があるとき又は代表世話人が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3) 代表世話人・副代表世話人・世話人および監事の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4) 世話人および監事は世話人2名以上の推薦に基づき、世話人会の決議によって選任する。
- 5) 本会は、前代表世話人の推薦に基づき(前代表世話人がいない場合は世話人5名以上の推薦に基づき)、世話人会の決議によって世話人の中から代表世話人を定める。
- 6) 本会は、代表世話人の推薦に基づき、世話人会の決議によって世話人の中から副代表世話人を定める。
- 7) 代表世話人又は副代表世話人に欠員が生じた場合、速やかに世話人会において新たな代表世話人又は副代表世話人を選出する。
- 8) 代表世話人はその任期が終了した後、世話人会の決議に基づき名誉世話人となることができる。ただし初代の代表世話人に限り本会設立等の功績を讃え、名誉代表世話人となることができる。

## 5. 世話人会

- 1) 代表世話人・副代表世話人・世話人および監事により構成される世話人会を本会の議決機関とし、定期的(年度ごとに1回以上)に開催する。ただし代表世話人は、世話人会の構成員に招集通知を発送することにより、臨時世話人会を開催することができる。
- 2) 世話人会は、本会則に定めるもののほか研究会にかかる全体的な活動および収支の計画を定める。
- 3) 世話会の決議は、代表世話人・副代表世話人および世話人の総数の3分の2が出席し、出席した当該代表世話人・副代表世話人および世話人の過半数をもって行う。ただし可否同数の時は、代表世話人の決するところによる。
- 4) 世話会に出席することができない世話人は、書面により議決権行使をすることができる。議決権行使の方法については、代表世話人の指定する方法に従うものとする。
- 5) 書面により議決権を行使した世話人は、世話会に出席したものとみなす。

## 6. 会員

- 1) 会員の種別は一般会員および賛助会員とする。
- 2) 一般会員は、本会の趣旨に賛同し、研究会に参加し、別途に定める会費を支払った者によって構成される。研究会に参加し、会費を支払った者は会員として登録される。
- 3) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、別途に定める会費を支払った団体によって構成される。
- 4) 上記会員が研究会に参加する場合には参加費は無料とする。ただし、賛助会員については2名までは無料とする。
- 5) 会員は、退会届を代表世話人に提出することにより、任意に退会することができる。この他、特別な理由なしに3年連続して研究会に参加しない場合には会員の資格を失う。また、会員は死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合においてもその資格を喪失する。
- 6) いったん納入した会費は退会等の事由によってもこれを返還しない。

## 7. 研究会

- 1) 代表世話人・副代表世話人・世話人・監事および会員により構成される研究会を本会の活動に対する発表・議論の場として、年度ごとに1回開催する。
- 2) 研究会の日時・場所および発表テーマ等については、世話人に図り、代表世話人および副代表世話人が協議・決定し会員に通知する。

## 8. 会計

- 1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。
- 2) 収支報告は、世話会にて年度ごとに行う。

## 9. 事務局

- 1) 本会の事務ならびに会計を行うために事務局を設置することができる。
- 2) 事務局は、代表世話人が任免する。

## 10. 会則の変更

本会則の変更は世話会における議決を必要とする。

## 11. 付則

- 1) 本会則は、平成 19 年 11 月 10 日より施行する。
- 2) 本会の代表世話人・副代表世話人・世話人および監事はそれぞれ以下とする。
  - <名誉代表世話人>  
小阪憲司
  - <代表世話人>  
池田学
  - <副代表世話人>  
水野美邦 岩坪威
  - <世話人>  
朝田隆 天野直二 新井平伊 井関栄三 鶴飼克行 内門大丈  
内海久美子 小田原俊成 織茂智之 川口哲 木之下徹 葛原茂樹  
篠遠仁 東海林幹夫 城間清剛 田北昌史 坪井義夫 都甲崇  
中島健二 長濱康弘 布村明彦 羽生春夫 福井俊哉 堀口淳  
前田潔 眞鍋雄太 水上勝義 水谷智彦 三村将 村山繁雄  
森悦朗 山田正仁 吉岩あおい 梁正淵
  - <監事>  
勝瀬大海 藤城弘樹
- 3) 本会の設立当初の会費は以下とする。
  - 一般会員： 年 5,000 円
  - 賛助会員： 年 50,000 円
- 4) 本会の事務局は、平成 30 年 4 月 1 日より以下とする。
  - 〒220-8143 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1
  - 横浜ランドマークタワー43階 LM総合法律事務所内
  - レビー小体型認知症研究会事務局
  - TEL: 045-872-4300(折り返し) FAX: 045-872-4301 E-mail: office223@dlbrg.org
- 5) 会費振込口座
  - 三井住友銀行 横浜支店 普通 7437530
  - レビー小体型認知症研究会 会計 竹中一真

## 履歴

- 2007 年 11 月 19 日 作成
- 2008 年 08 月 24 日 修正
- 2009 年 05 月 05 日 修正
- 2010 年 12 月 10 日 修正 11-5) 事務局住所
- 2010 年 12 月 22 日 修正 11-3) 世話人氏名
- 2011 年 5 月 1 日 修正 11-3) 世話人氏名、11-5) 事務局住所
- 2013 年 10 月 15 日 修正 11-3) 世話人氏名、11-5) 事務局 FAX 番号
- 2014 年 7 月 1 日 修正 11-5) 事務局住所
- 2016 年 11 月 5 日 修正 11-3) 世話人氏名
- 2017 年 4 月 1 日 修正 11-5) 事務局住所、電話番号、FAX 番号、E-mail:
- 2017 年 7 月 4 日 修正 2) 目的
  - 修正 4-1)、4-4) ないし 8) 世話人の人数、選任方法等
  - 修正 5-1) ないし 5-5) 世話人会の議決等
  - 修正 11-1) 見直し規定の削除
- 2019 年 6 月 11 日 修正 4-4) 世話人および監事の選任方法
  - 修正 11-2) 名誉代表世話人、代表世話人及び世話人氏名
  - 修正 11-4) 事務局住所
  - 修正 11-5) 会費振込口座